

令和3年3月3日 生活環境委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 北地 範久

副委員長 日域 究

委員 細川 雅子、藤川 和弘、原田 孝徳、中川 智之、賀屋 幸治、  
和田 芳弘

○欠席委員 なし

○北地委員長 おはようございます。それでは定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長さんお見えでございます。御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○北地委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第19号大竹市墓地使用条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明の申し出が出ております。説明のほうよろしくをお願いいたします。

小川係長。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 補足説明をさせていただきます。

最初に、市営白石墓苑の概要について説明します。資料を見ていただけたらと思います。所在地につきましては大竹市白石一丁目3064-1外、総面積は1,342.17平方メートル、墓地有効面積は388.47平方メートルでございます。墓苑は上下2段になっており、下段に奥行き2メートルの墓地が73区画、上段に奥行き2メートルの墓地が7区画、奥行き1.5メートルの墓地が20区画の合計で100区画となります。

墓苑内のメイン通路は、排水路を含めて1.7メートル、各ブロックの通路は1.2メートルとなっております。また、墓苑には外周に目隠しフェンスと、階段に手すり、上段下段にそれぞれ水汲み場を1カ所設置し、駐車スペースを3台分設けました。別紙1として、墓苑を簡略した図を添付していますので、参考にいただければと思います。

次に、白石墓苑の使用料の金額につきましては、墓苑の立地や設備の要件が立戸墓苑と同様であることから、別紙2のとおり立戸地区と白石地区の固定資産税の路線価比較から算定いたしました。地域格差の率を立戸墓苑の平均的な額である6級の使用料に乗じる方法で使用料を算定いたしました。また、白石墓苑の区画面積は基本的に移転前の区画面積と同一になっており、全ての区画の面積が異なっておりますので、1平方メートル当たりの額として設定しております。

今後のスケジュールとしてですが、別紙3にありますように令和3年4月から令和4年3月に国による白石墓苑の墓石補償個人契約を行う予定になっています。

続いて、令和4年3月に個人の墓石の移転を完了、1号砂防堰堤工事の完成、公共補償に基づく既存の白石墓地を国への所有権移転を予定しております。

続いて、令和8年3月に2号砂防堰堤が完成、同じく市道白石9号線及び砂防管理用道路完成が予定されております。

最後に、立戸墓苑の使用料についてですが、別紙4のとおり公募による使用者の申し込みが希少である赤い線で囲んだ上段の区画7、8、9、15、16、17級の使用促進のため、他の墓苑の使用料とバランスを勘案して20%減額改訂することといたしました。

以上、簡単ではありますが、補足説明を終わらせていただきます。

○北地委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、順次お願いいたします。

中川委員。

○中川委員 おはようございます。補足説明いただいたので通告していた質問と変えなければならぬと思うんですが、最初に、白石墓苑の墓地の移転の時期を聞かせていただこうと思っていたら今分かりましたので、これをいただければ通告しなかったかも分かりません。

新たに疑問が出てきたんですけれども、この100区画のうち移転がどれだけ決まっているのか、教えていただければと思います。

それと、あと立戸墓苑なんですけれども、40区画余りも空いている、ほかの墓地はほとんど空いていないんですけども、立戸墓苑だけ空いているのは、考えられる理由というのをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○北地委員長 井上課長。

○井上環境整備課長 まず、最初の御質問の、移転が決まっている区画については、100区画中85区画でございます。

次に、40区画余りも立戸墓苑の区画が空いている理由といたしましては、立戸墓苑につきましては、毎年空きのある区画に関する問い合わせがあるんですが、大体は墓苑の真ん中から下の区画を希望される方からでございます。上のほうを敬遠されるのは、やはり第一印象でお墓参りなどの際の上り下りが体力的にしんどいのではないかとと思われる方が多いのではないかと捉えています。

立戸墓苑に興味を持ちながら結果として上のほうを申し込まれないということでありますので、現状を打開するための手法として使用料の減額が必要と判断いたしました。

以上です。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 確かに便利がいいところが売れて、使われるんだろうと思いますけども、これで使用料を減額して一体どこまで売れるというか利用されるんだろうかなと思うんですけども、それが使用料を減額して売れるという確信がおりになるのかどうか、疑問なんで

すけども。

それとあともう一つ、白石墓苑には、85区画が移転されるんですけども、この移転が終わるのが来年の3月、その3月までに移転されなかった場合はどうなるのでしょうか。その辺もお聞かせください。お願いします。

○北地委員長 課長。

○井上環境整備課長 まず、最初の御質問なんですけど、申し込みは増えるのかどうかという見込みでございまして、最近では墓じまいをされる方も増えてきておまして、どうなるか予測は難しいんですけど、少しでも申し込みの可能性を高めるための変更が必要と判断し、使用料の減額の判断をしております。

今後につきましては、減額をしてしばらく様子を見た上でさらなる減額を行う必要があるのか、それとも別の改善策を取るべきかといったことなどを見極めていきたいと考えております。

移転の完了なんですけど、85区画の方について来年3月までに全て完了する見込みです。

以上です。

○中川委員 されなかった場合。

○北地委員長 今のはカウントしませんので。答弁をお願いします。

○井上環境整備課長 これまでに、新しい墓苑に移転されるかどうかという確認を、複数回繰り返して、大体というか、間違いないほどの確認を取っておりますので、大丈夫と思います。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。私も通告書を出してはおるんですけども、中川委員と重複していたり、また、ただいまの説明で大分理解ができたところもあります。

ただ、先ほどの使用料を20%減額するという部分で、その20%の根拠はどういうものなのかというのを1点知りたいのと、立戸墓苑のほうなんですけども、この43区画は平成6年にできたかと思うんですけども、そのときからずっと募集をしておって、それがその43区画について一旦先ほど申し込みも検討されたという話も聞きましたけども、実際に申し込みがあって、あるいはそこから返還されたとかそういう事実があるのかなのか。

その辺と、ほかに、市営墓地は梅ヶ滝が2区画、鞍掛が3区画空いてるかと思うんですけども、そこについての募集もやってるかと思っておりますけども、市ホームページにも出てましたけども、その促進のために減額という方法は考えられるのかどうなのか。

それと、先ほども墓じまいの話がありましたけども、今後、立戸にしても梅ヶ滝、鞍掛にしても墓じまいという形で返還される墓地について、今度また再募集をする、そのときにいわゆる使用料の減額、そういうものも含めて、また、募集をする予定なのかどうなのか、そのあたりについてお願いしたいと思っております。

○北地委員長 課長。

○井上環境整備課長 まず、20%減額の根拠についてですが、これにつきましては明確な計算根拠というのはないんですけど、第一段階としてまず安過ぎず、今後の申し込みの様子を

見守るのに妥当である金額の感覚的なものからも考えまして20%減額とすることにしました。

先ほど係長の説明で、バランスを考慮してということがありましたが、目安といたしまして市営墓地のうち、立戸墓苑の次に価格が低いのは黒川墓苑でして、区画使用料の平方メートル単価が立戸墓苑より10万円程度安くなっておりませんが、この額に近づけるけれども、これを下回る価格とはしないことが第1点。第2点といたしまして、区画の立地条件から今回減額しようとする部分と、新しい白石墓苑の区画使用料平方メートル単価が13万円から14万円程度白石墓苑より安くなっておりませんが、感覚的に高い、あるいは安過ぎるということはないのではないかとということが判断材料でございます。

次に、募集区画中の43区画のうち、平成6年から申し込みがない区画についてですが、お示ししております資料の中で青色をつけた部分が現在の立戸墓苑の空き区画ですが、そのうち二重丸がついている部分と、ない部分がありますが、その中で二重丸がない29区画について当初から申し込みがない区画となっております。

3番目の、ほかの墓地の減額はどうするのかという御質問でございます。これらについては、公募区画が現在僅かな数であり、使用料がもともと低めの価格で設定されておりますので、今のところ減額は考えておりません。

最後の墓じまいなどで返還された区画も再募集で減額するのかという御質問ですが、これはそのように考えております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。20%減額というのが確かな根拠なしに決定をしたということでございますけども、これは先ほども説明はありましたけども、様子を見て応募がなければ再度また検討してという話でしたけども、その期間というのはどれぐらいですか。例えば1年後とか5年後とか、その辺の目安、そのあたりはどのように考えておられるのかということと、立戸墓苑の区分でも全体が2割を下げたというよりも、一番上の区画というのは、上から1段目と2段目ですね。そのあたり全く最初から応募がないというような区画については、もともと人気がない一番上ですから。そういうところと中段ぐらいで返還があった区画とは同じように2割を下げるというだけではなしに、一番上はやはりもう少し値引きをしてもいいじゃないかと、利用しやすく、また、利用してもらうためにはそのあたりの配慮も必要なんではないかと思うんですけども、どのようにお考えでしょうかね。

○北地委員長 課長。

○井上環境整備課長 まず、最初の御質問でどのくらいの期間様子を見るのかということですが、少なくとも5年程度は様子を見たいと考えています。

あと、二つ目の御指摘でございますが、いろいろな考え方があるとは思いますが、この墓地はもともと当初から上のほうに行けば行くほど区画使用料は安く設定しておりますけれども、その落差が下のほうと比べて弱過ぎたのではないかなという認識もっておりますので、今回もう少しインパクトをもった下げ率を適用させていただいて、これで様子

を見ていきたいと考えております。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 1点だけ。白石の墓地って今駐車場これ3台とありますよね。いかんせん駐車場が少ないような気がするんですが、このまま増やす予定はないんですかね。

○北地委員長 小川係長。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 駐車場ですが、今墓地の敷地側に3台なんですが、工事堰堤の完成後に向かい側にもう3台はとまる墓地の土地を準備しておりますので、計6台、詰めればもう数台とまると思いますので、完成後は使用できるようになると思います。

以上です。

○北地委員長 和田委員。

○和田委員 日頃は3台、4台の駐車場で足りると思うんですよ。ただ、そのお彼岸とか盆、正月になったら結構お墓参りに来られる方がおるように思うんですよね。そのときに今私が思うのは、市営住宅の入り口、上り口のところに今、昔の古い木造の市営住宅を撤去して広場になってますよね。そこを駐車場にする考えはないんですかね。

○北地委員長 係長。

○小川環境整備課課長補佐兼環境整備係長 それについては墓苑が全て完成して、駐車場の運営状況を見てからまた担当課で検討させていただければと思います。

以上です。

○北地委員長 通告は受けておりませんが、他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきもの決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第15号大竹市漁港管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明はございましたけども、補足説明はございますか。

部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○北地委員長 補足説明はないようでございます。それでは本件に対する質疑に入ります。  
質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。挙手をお願いいたします。  
賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、通告をさせていただいております。まず、漁港は玖波漁港と阿多田漁港は二つあるわけでございますけれども、これは今回の条例で同じ対応になるかと思えますけれども、そのあたりのまず確認をしておきたいと思えます。

というのは、玖波漁港は当然漁港関係者の方の船舶も多いわけですが、プレジャーボートも市内の方以外にこの近隣の市町からの係留もあるみたいでございますので、当然、管理上この条例を早く施行して、適正な管理ができるようにするのは理解できるんですけども、阿多田漁港のほうは全て阿多田島民の船が利用されてるわけであって、こちらのほうからわざわざ阿多田漁港に船を止めて利用するという方はいらっしゃらないかと思うんですよ。そういう中で同様の扱いで管理をするのかということところが疑問ですけども、そのあたりをお聞かせ願いたいと思えます。

それと2点目ですけども、漁港は有料化に向けて取り組みを今からされるということですけども、ほかに大竹港の小方港、飛石港、小方南港と3つの船だまりがあるんですけども、そこにもプレジャーボートがたくさん係留されていますけれども、その扱いがどうなるのか。漁港と同じような扱いで今から取り組みをされるのか、もうされてるのか、そのあたりの状況ですね。

それと今後、有料化ということになれば、その使用料の徴収事務とか管理とか、そのあたりの事務に携わる職員、直営でするんであればその職員に大変な負担がかかるかと思うんですけども、そのあたりはどのように考えているのか。

それと有料化になるということは、利用される方が当然お金を払って港にとめるわけですから、車の駐車場のことも出てくるのではないかと。お金を払ってとめているのに車の駐車場もないというような状況で苦情が出るんじゃないかと。そのあたりの駐車場の対策というか対応はどのように考えているのか。そのことについて、以上4点あったかと思えますけれども、お願いします。

○北地委員長 辰川係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 現在、阿多田漁港に係留している船舶は、漁協に確認したところ全て漁船で、プレジャーボートは確認しておりません。ただ、今後プレジャーボートの係留が発生すれば、玖波漁港と同様の扱いとなります。

2点目の小方港、飛石港及び小方南港なんですが、これは広島県が放置艇対策をもう行っております。なお、目的とか趣旨とか使用料については全て大竹市と同様となっております。

3点目の使用料徴収事務等の管理業務についてなんですが、現時点では管理業務の全てを直営で行うかどうかは決めてはおりません。広島県と相談しながら検討していきたいと思っております。

次に、駐車場についてなんですが、このたびの条例改正については今ある放置艇に係留

の許可艇へと転換させていくものでございますので、改正により漁港の利用が増えるとは想定しておりませんので、現在のところは駐車場の確保は考えておりません。ただ、今後は、利用状況を見ながら検討すべき案件とは思っております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 今の話ですと、阿多田漁港は全部漁船登録をした船だということで安心をしました。

それと小方港、飛石港及び小方南港は広島県が既に放置艇対策を行っているということでございますけども、いつその成果というか、この条例では令和5年度から徴収をするということでございますけども、当然その県の港湾のほうも同じ時期に合わすということだと思いますけども、そうすると現在、調査をしているのか、もう終わったのか分かりませんが、そのあたりの状況によって今後どのような対応が必要なのか。つまり、いわゆる所有者不明の船がいるかどうか、現在はどのように管理をされてる中で、所有者不明の船はいるんですかね。そのあたり分かれば教えてください。

それと、先ほどの、今後、管理業務を検討していくということですが、大竹港の管理業務は現在、大竹市のほうに移管をされております。そのあたりを合わせて、大竹市は、漁港と港湾と両方のプレジャーボートの管理をしていくということになると思いますけども、それを合わせると相当な数でございますので、そのあたりもしっかりどういう方向で管理をしていくのかということをお県としっかり協議をしてもらいたいと思います。

以上で、先ほどの不明船がいるかどうか、あるかどうか、そのあたりだけ。

○北地委員長 辰川係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 ただいま所有者を調べる段階ですと、86隻のプレジャーボートの確認をしてるんですけど、名義を変更されてなかったりするものなどもありますので、今後、調査をする段階になっております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 今から調査するのは漁港の関係でしょうけども、今、お聞きしたかったのは県のほうが先行して大竹港のほうを調査してるということなんで、その中で不明船がいたかどうかということが聞きたかったんですが、当然プレジャーボートの利用者、所有者も高齢化をしてきて、玖波漁港でももう何年も動いていないような船も見受けますんで、そうするともう所有者本人が体調を壊されたか、お亡くなりになったか、その辺は分かりませんが、適正な管理がされてない船が何隻かあるなと思うので、そういう船の取り扱い、その辺はまた今から事務的に進めるというのは大変な作業になると思うので、そのあたりを確認したかったんで、もし、県のほうの調査の状況が分かれば教えてください。

○北地委員長 課長。

○廻本土木課長 いまの大竹港なんですけど、県のほうも調査をしています。大竹市では状況が少し分からないところがあります。

あと、先ほど係長が言いましたプレジャーボートの現在の86隻ですが、今、現状での目

視や登録を確認しながらやっています。ただし、以前にもあったと思うんですけど、玖波で船自体が破損して沈没したということもありましたので、そういうことも来年度以降、再度調査しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○北地委員長 通告を受けた質疑は以上となりますけども、他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第22号工事施行協定の変更についてを議題といたします。

補足説明はない旨、あらかじめ聞いておりますので、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第27号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本件につきましては、補足説明はない旨、あらかじめ聞いておりますので、質疑に入ります。



質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

藤川委員。

○藤川委員 よろしくお願ひします。議案第27号に複数の路線があります。その中の晴海14号線についてだけ質問させていただきます。

通告書を出させていただいたんですが、質問の何点かについては、議案の提案説明で分かりましたので除かせていただいて、晴海14号線、市道からの廃止後の管理はどうなるのでしょうか。

○北地委員長 山田課長。

○山田都市計画課長 晴海14号線の路線についての廃止後の管理ですが、現在も晴海臨海公園の園路として管理しております。引き続き園路として管理することとしております。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。園路として管理、それに対して心配事が一つ出てきまして、門があつたり柵があつたりする公園がよくあるんですが、今後も門の取り付けというのはお考えがあるのでしょうか。

○北地委員長 課長。

○山田都市計画課長 現在も、公園の南側の入り口については埋め込みで車止めが設置してあります。あと、台風とか緊急を要するときにはそこを閉めれるような形にはなっております。委員がおっしゃるように廃止に伴って門ができるんじゃないかということですが、今のところはそういう門をつける予定や、計画はございません。

以上です。

○北地委員長 3回目です。藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。門をつけて使用時間以外の出入りを規制するのかって心配しておりましたので、質問させていただきました。

関連で2点ほど聞かせていただきたいんですが、先日の西村キャンプ場録画して、晴海の土地の広さを痛感しながら何度も拝見させていただきました。阿多田島とあたたハマチ toレモン、菊芋、大竹市のアピールに相当なってると思います。西村さんが利用する時間帯、デイキャンプ場5時までというのを知らせたときびっくりしたのを一時停止してまで見ました。私はいつか晴海のデイキャンプ場を泊まれるキャンプ場にと期待しておる1人なんですが、今後、デイキャンプ場から泊まれるキャンプ場になる可能性があるのかという質問ともう1点、コメリ横の公園の出入口ですよね、開いているときと閉まっているときがあるのですが、その理由をお願いします。

○北地委員長 課長。

○山田都市計画課長 テレビを見ていただきましてありがとうございます。まず、1点目の今後、デイキャンプ場から泊まれるキャンプ場になるのかということですが、周辺の住宅地のことを考えますとデイキャンプ場のままということと考えております。

それから通称パンダロと言っているんですが、コメリ側の門でございますが、ここにつきましては、利用客が多い土日・祝日には、やはりコメリとの出入りが交差するところが

危険なので閉める対応をしております。

以上でございます。

○北地委員長 他に質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは今回認定をする路線番号の1169から1173についてですね、これは開発行為、あるいは宅地造成、あるいはミニ開発といったもので完成した道路を移管をし、今回、市道認定するというところでございますが、一番下の玖波40号線ですね、これは玖波の駅前の宅地開発でございますけれども、これは確かに今年に完成をし、もう家もどんどん建ってますけれども、そういう中で道路も移管をされ今回認定をするということで、素早い認定かと思えますけれども、先ほど言いました路線について、これは従前からあった道ではないかなど。今頃認定をするということについて、いつ完成をしていつ移管を受けて今回認定するのかということについて、教えていただきたいと思うんですけども。

それと合わせてほかにですね、これと同じように過去に造成され、道路ができて、市道として認定はされてませんけれども、既に認定外道路として使用されている道路はかなりあると思うんですけども、そのあたりはいつ頃認定されるのか。今回一緒になぜされなかったのか。どれぐらいまだ残ってるのか。そういうことも含めて、今後の作業に伴うスケジュールといたしますか、どういうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○北地委員長 辰川係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 路線番号1169の油見22号線は、開発によるもので平成9年度に完成し、平成9年度に移管されております。

次に、路線番号1170の本町7号線は、平成25年度に位置指定道路として整備され、平成25年度に寄附を受けております。

次に、路線番号1171の本町8号線は、開発行為によるもので平成18年度に完成し、平成18年度に移管されております。

次に、路線番号1172の新町20号線は、平成11年度に位置指定道路として整備され、平成11年度に寄附を受けたものと、平成15年度に完成した道路を平成15年度に寄附を受けたものであります。

次に、路線番号1173の西栄23号線ですが、開発行為によるもので平成15年度に完成し、平成15年度に移管されております。

以上です。

○北地委員長 課長。

○廻本土木課長 ここ2、3年ずっと現地等を調査しながら、寄附受けとる中で認定されていないものを市道認定するかということですが、その市道の認定するときに距離が短いとか、通り抜けができないものとか、いろいろ調査する中で個別に判断をさせていただいている状況があります。あとは、生活道ですので、幅がかなり狭い道もありますので、そういうのを今後どういう形で認定できるかどうか検討していきたいと思っております。

ちなみに、今後、認定をするものが1件ほどありますが、現在、小瀬川のほう両国橋の架け替えに伴いまして、若干終点側が橋の架け替えにより市道側の部分が延びますので、

今後、議会に認定の変更の議案を提出させていただく予定にしています。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。今、距離が短いとか行き止まりとか、そういうのは認定しないと聞こえたんですが、実際玖波40号線は距離もそんなに長くないで行き止まりなんですよね。そういう中で、これは開発行為だから取らざるを得ないと。取っても認定するかどうかというのはまた別問題で、そういう中で今までも認定が漏れてるといふかまだされてない市道がたくさんある、いわゆる認定外ですね。認定をすれば地方交付税の算定に上がるんでしょから、認定の量が増えればですね、それだけ有利、国から市にいただけると思うんですけども、そのあたりを含めて今後、認定外の市道をそのままずっと放置しておくよりも、認定を進めていくほうが有利かと思うんですが、そのあたりどのようにお考えなんですかね。

○北地委員長 部長。

○山本建設部長 市道の認定の残しについては、確か4年ぐらい前、認定する時期についてこれからどんどん分かった段階で認定していくというようなことは当時方針を述べています。今、割と規模の大きい道路、玖波40号線も見ると、短いようなんですが、それなりに10軒以上のお家も隣接しておりますので、多数の方が通るといふことで認定すべき路線と思います。

認定した後に区域を決定して供用開始をして、初めて交付税の対象になりまして、認定だけではなかなか紙で書く線だけだから交付税の対象にはならないんですけど、その区域決定をして道路台帳までつくるといふひと手間作業が出ますから、これについても予算がどうしても伴いますので、そういった部分を見ながらですね必要な部分を優先的に、また見つければ認定していくという作業になります。

あまりにも狭くて短いようなところについては、またいろんな事務の関係もありますので、これについては事務の進捗を見ながら今後の検討すべき課題と今は考えております。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。3回目です。

○賀屋委員 ありがとうございます。確かに全ての道を市道認定といふのは必要ないかと思えますけども、それでもまだ、この道が認定されてないのか、というようなのが今回のように上がってきてますので、そういうところの漏れがどれぐらいあるんかといふのは、道路台帳もあるんでしょけども、もう一回その辺で確認をしていただいて、認定作業計画みたいなやつをつくっていただきたいと思うんですけども、それによってこれから何路線認定しないといけない、あるいはその認定によってその道路台帳を整備しないといけない、その辺の作業あるいは費用、そういったものが出てくるかと思うんで、その計画をつくって示していただければと思うんで、これは要望なんでよろしく願います。

○北地委員長 よろしく願います。通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第23号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定についての議題といたします。

補足説明はない旨をあらかじめ聞いておりますので、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。順次挙手をお願いいたします。

藤川委員。

○藤川委員 お願いします。他の指定管理者も同じなのですが、各施設の電話窓口、受付窓口の対応について聞かせてください。

市民の皆様から電話の対応や受付対応、あの対応はよかったですとか、あその対応が悪かったですといった連絡等は市のほうに入っているのでしょうか。もし受けているのであれば、各指定管理者にその内容を伝えているのでしょうか。

また、例えば、同じようなクレームが多かった場合、市から各指定管理者に連絡等をして、接遇教育などをしていただくように指導しているのか、お聞かせください。

○北地委員長 実本係長。

○実本都市計画課主幹兼計画整備係長 指定管理者の窓口対応ですけれども、株式会社やさかの場合で言いますと、近年で、苦情というかクレーム、そういったものは入ってきておりません。ただ、その対応としてですね、市とか株式会社やさかのほうにクレームが入った場合は、聞き取りとか報告を受けて、その事案に対して適切に対応するようにしております。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。今ごめんなさいね、ここで言ったので株式会社やさかのみ聞いたような感じだと思いますが、ほかの指定管理者からのものもあれば教えてください。

○北地委員長 山田課長。

○山田地域介護課長 ほかの指定管理ということで、サントピア大竹とそれから大竹市地域

福祉会館、それから当課で言いますとゆうあいの里等あります。こちらも特に市民の方からここ数年でいいますとクレームを聞いたりとかはございませんけれども、実際には施設のほうだけに伝わっているものであったりとか、市民の方のほうで少し何か感じられたけれども、クレームまではいかなかったということはあるのかもしれない。

ただ、こちらのほうにもしそういったクレームがありましたら、先ほどの株式会社やさかと同じですけれども、聞き取り等を行って程度と頻度の問題はあろうかと思えますけれども、必要であれば研修をしていただくとか、指導をしていただくということで気持ちよく使っていただけるようにしたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 藤川委員。

○藤川委員 すみません、ありがとうございます。安心いたしました。誤解があるといけないので言わせてください。大竹市弥栄周辺広場の指定管理者について、私はここよく利用していますので、管理のよさ、現地の対応のよさ、よく知っています。決して誤解のないようにお願いいたします。

以上です。

○北地委員長 先ほどの質問でございますけども、今後の指定管理者の指定に係る議案にも上がっておりますので、その辺は先行してやったということで御理解を。

他に質疑はありませんか。

日域副委員長。

○日域委員 大竹市が外部の人物というか団体にもものをお願いするときに、請負契約というのがあって、委託契約というのがあって、指定管理というのがありますね。それぞれが法的に違うんだと思えますけども、今の藤川委員の質問もそうですけども、指定管理で協定を結んでる相手に対してどこまで何が言えるのかっていうのもあるんですけども、今、私が言った三つについてわざわざ分けてあるわけですから、法的にどう違うのか教えてほしいなと思ひまして。よろしくお願ひします。

○北地委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 御質問のですね、請負契約、委託契約、指定管理の違いということになるかと思ひます。

まず、指定管理につきましては、これ根拠は地方自治法にございまして、公共施設の管理に関する規定ということで管理手法の一つとして指定管理という方法が定められております。公の施設の設置の目的を効果的に達成するということで、条例の定めるところによって地方公共団体が指定するものに施設の管理を行わせるということでございます。管理権限、どこまで指定管理の範疇に含めるかというのは条例等で定める必要もあろうかと思ひますが、管理権限を委任するという方式でございます。

したがいまして、先ほどのどこまでクレーム対応に市が関われるのかということでございますけれども、基本的には使用許可といったそういったことも含めて、管理を行わせるという制度でございますから、基本的には指定管理者のほうで対応するということになるんだらうと思ひます。

次に、請負契約、委託契約につきましては、この根拠は民法ということになるかと思えます。契約の種類ということになるんだらうと思えます。

まず、請負契約につきましては、発注者がある仕事の完成を依頼しまして、受注者側が実際に完成物とか成果物とか、そういったものを納めるというのが請負ということでございます。例えば建物とか道路の建設だとか、そういった完成品、成果品を現物を納めるといった形、これが請負契約ということでございます。

委託契約につきましては、これは基本的には業務の発注ということになるかと思えます。例えば掃除とかですね、運搬とかそういった様々な作業といったそういった業務の遂行を契約によって履行していただくという形、これが委託契約ということになるかと思っております。

以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 ありがとうございます。委託契約と指定管理ってかなり近いですね。もともと指定管理ができる前は、委託してましたよね。その違いをもう一回詳しく言っていたらうれしいなと思うんですけど。

○北地委員長 部長。

○中村総務部長 もともとですね、公の施設の管理というのが公共的な団体に委任できるということで、ある程度絞った形でされておられました。ただ、全国的に公の施設の管理を管理運営していく中で、例えば貸館業務というのは決まりきった分ですので、民間の業者のほうが良いというような形で、全国的にそういう委託をするところが増えてまいりまして、法律のほうが後追いでそういう整備をしてきたという経緯がございます。

大きな違いはですね、権限を持って市の業務を代行させるということですので、そういった例えば部屋を貸すのに市長の許可がいるという分は今まで市長名でやっておりましたけれども、指定管理者になると指定管理者の名前で許可ができる。そういった一定の権限を持って業務を代行させるというのが指定管理者制度でございます。

ただ、例えば徴収権とかですね、強制的に使用料徴収する権限とかそういった強い権限については委託をされておりません。代行させることはできないということになっており、比較的軽い部分について代わって執行させるということができるところでございます。

以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 今おっしゃった最後のあたりは、例えば市営住宅とかですか、それでいいですかね。だから、委託が自由になったんじゃなくて要は管理者が相手側になるわけですね。だから、さっきの藤川委員の質問でいけば、命令じゃなくて権限じゃなくて、管理を委託するというか、お願いするわけですね、こういうクレームがきたんやけどどうですかねってお願いするということになるんですよ。あくまでも管理者は向こうですからね。ありがとうございます。終わります。

○北地委員長 以上で、通告を受けた質疑は終わりますけども、他に質疑はございますでし

ようか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきもの決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第32号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、補足説明はない旨、連絡を受けておりますので、質疑に入ります。

質問の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代ございますか。お願いします。暫時休憩いたします。

11時01分 休憩

11時06分 再開

○北地委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について、日程第8、議案第14号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について及び日

程第9、議案第16号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正についての3件は、関連がございますので一括審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

それではそのように決定させていただき、本3件を一括審査いたします。

補足説明の申し出はない旨をあらかじめ聞いておりますので、質疑に入ります。

それでは、本3件に対する質疑をお願いいたします。事前通告を受けておりますので、許可いたします。

中川委員。

○中川委員 まずですね、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定についてですけども、条例を読ませていただきましたけれども、大変難しいというか分かりづらかったんですけど、支給をされるということで障害者の方には、すばらしいことだと思います。これは他の市町でも行っているのかどうかということと、それからこの財源はどこから出るのかということをお聞かせください。

それからあと、議案第16号ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について、これもまた同じくひとり親家庭の方などの支援ということで、大変すばらしいことだと思います。この対象者の人数ですね。それから、対象者の方大変しんどい思いをされてると思うんですけども、対象者が申請をしなければ支給されないのかどうかということをお聞きします。

以上、4点ほどよろしく願いいたします。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 それでは最初の大竹市精神障害者医療費支給条例についての御質問についてお答えいたします。

この制度は他の市町でも行っているのでしょうかという御質問ですが、県のほうが実際に各市町に呼びかけをしまして、スタートした事業でございます。現在、聞いている範囲では、県内全市町の実施を予定していると聞いております。財源につきましては、県の福祉医療費公費負担費補助金で、こちらの補助金は2分の1の補助があるということです。

そして、大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正ですが、令和3年1月末時点の受給者数ですが、ひとり親が301人、重度医療が654人、乳幼児医療が2,870人となっております。

そして、申請しなければならないのかという御質問ですが、これは申請制になっております。受給者証の更新時には申請しなくても自動で更新するというようにしております。

以上です。

○北地委員長 中川委員。

○中川委員 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等のほうなんですけれども、申請しなければならないので、その呼びかけですね。その対象者に対する呼びかけ、これはどのように行っていくのかをお願いします。

○北地委員長 課長。



○**松重保健医療課長** こちらのほうで事前には分かりませんので、ひとり親家庭であれば児童扶養手当の申請時、福祉課から御案内いただき、重度医療であれば精神障害者手帳等の交付時に福祉課で御案内いただき、乳幼児医療につきましても、出生時あるいは転入届のときに市民税務課から御案内いただくという形になっております。

以上です。

○**北地委員長** 中川委員。

○**中川委員** 分かりました。要するに本人が気づかなければ支給されなかったということもあるわけですね。ですからしっかりと、その辺を役所の立場のある方から声かけをしていただいて支給のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○**北地委員長** 通告を受けた質疑は以上となりますけれども、他に質疑はございますでしょうか。

日域副委員長。

○**日域委員** すみません、中川委員の質疑を聞いて思ったんですが、この三つの議案をまとめてやったんですけれども、これ真ん中のやつはあれですね、個人を識別する番号ってマイナンバーですね。今の最初の分は精神障害者ですけども、ひとり親とかは、いろんな方というか御家庭があつて、それを要するに市のほうから声かけたりするのかっていう質問だったんですけれども、要するにマイナンバーがちゃんと機能すれば、黙っとってもできるんじゃないかって、それは今の日本の問題点の最大のもんじゃないかという気がするんですけども、これ本来そういうことじゃないです、個人番号というのは。今できないからしょうがないですよ。でも、私もカード持ってませんから偉そうに言えませんが、できたら皆さんも楽になるし、漏れもなくなるし、よくなるのかなと思うんですけども、そう思う私の考え方が間違ってるか当たってるか、教えてほしいと思います。

○**北地委員長** 三浦係長。

○**三浦保健医療課主幹兼国保年金係長** 国保年金係長の三浦です。今、マイナンバーについて御質問いただきましたけれども、今回、マイナンバーの独自医療事務に、精神障害者の事務を独自医療事務として位置づけるということで条例の改正させていただきました、その趣旨は主には例えば転入をしてきた方が今回の精神障害者医療費支給条例には所得制限がありますので、転入してきた方が1月1日時点の住所地でないと所得が分からないということがございまして、本来は所得証明書を添付して申請をしていただくわけなんですけれども、独自医療事務に位置づけることでその所得証明書の添付が省略できて、私どもから他市町のほうに所得の照会ができるという趣旨でですね、今回そのマイナンバーの独自医療事務に充てさせていただきます。

今、言われました申請しなくてもマイナンバーがあれば分かるんじゃないかとおっしゃられるわけなんですけれども、そこまでマイナンバーのほうに例えばひとり親家庭であるとか、そういったことまで分かるような機能というのはございまして、やはり申請主義ということですね、1回目は申請をしていただいて、その後の受給者証の期限が切れた後の更新については、こちらで自動的に更新をかけて新しい受給者証を送っていくというや

り方をさせていただいております。

以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 だから、今の御答弁は現状のマイナンバーのルールの中での話ですよ。それ  
が使いにくいというのが今いっぱいあって、ワクチンの話じゃないですけど、いろんなこ  
とがあるじゃないですか。だから、今のルールにはもちろんのっとしてやってるけども、  
できればもう少し改善して、もっと有効に機能させたらいいよねっていうのが一般論とし  
てあるのかなと思います。ありがとうございました。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本3件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本3件を一括採決いたします。

日程第7、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について、日程第8、議  
案第14号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について及び日  
程第9、議案第16号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正についての3件を  
原案のとおり可決すべきもの決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号大竹市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、補足説明はない旨、あらかじめ聞いておりますので、質疑に入  
ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はございますでしょうか。

議長。

○細川委員 大変申し訳ありません、事前通告しておりませんでした、委員長の許可をい  
ただいて質問させていただきます。

このたび第8期介護保険事業計画をつくられて、それに基づいて今後の介護保険サービ  
スの給付費とかの計算の中から、次の3年間の介護保険料を計算されたと理解しておりま  
すが、大竹市は介護保険料額が下がるということで、負担するほうにとってみればうれし  
い出来事なんですけど、これは全国にこういう状況なのか、それとも大竹市だけというか、  
あまり下がるところはないのか、そこら辺の状況を教えてください。

それともう1点、高齢化率が進んでいるし、介護サービスの利用も増えている状況の中で、保険料を下げる事ができたのは、どのように評価しているのかということですが、心配なのは、実は私の母もデイサービスを使ってたんですけども、今年はコロナ禍になって大分行くのを控えてたように聞いているんですね。そんな感じでサービスを控えている状況があって、それが全体の介護保険料を押し下げて、結果として来年度からの介護保険料を下げるということになってきたんじゃないかという心配をしてるんですけども、そこら辺はあまりコロナ禍の影響は、来年度からの関係ですよね。大きく関係があるのか、あまりそういうことではないのかってあたりを教えてください。

○北地委員長 山田課長。

○山田地域介護課長 まず、1点目の保険料の状況ということで、新聞報道等では全国的には高齢化も進んでいくという中で、保険料も上がっていくというような報道がされてます。平均で言いますと標準月額が6,000円を超えることになりそうだというような報道もございましたけれども、本市の場合は下がっているということです。

県内の状況で、あくまで見込みでございまして、県内も上がるどころ、下がるどころありまして、変わらないというところもございまして。全体的な話で申し訳ないんですが、上がるどころと下がるどころ、率はまちまちなんですけど、数で言いますとほぼ同程度、全く変わらないというところも、ある程度の数あると思っております。

それから給付の関係ですけども、本市で下がっている理由という中で、まず、一つ大きなもので言いますと、第7期の中で予定していた施設整備が一部できてなかったというところがございます。入居の生活介護の施設、第7期の計画の中では90床ほど予定をしておりましたけれども、実際にはコロナ小方ができて60床ほどでとどまっているということが一つあるかと思えます。

それからあと、コロナ禍の影響で給付費が下がってるんじゃないかということで、今年度で言いますと4月、5月あたり若干給付費が下がった時期がございましたけれども、その後は例年並みということで推移をしていますので、大きな影響は受けていないと思えます。

ただ、そういう中で本市の給付費が低い理由、全てではないと思えますが、まず、認定率が比較的低いということがあります。県内の全体で言って5番目ぐらいに低いということがあります。それから、その中で特に給付費が高くなりがちな85歳以上、ここで言いますと、大竹市が県内で認定率が最も低いという状況になっておりますので、このあたりが影響して給付費下がっているんだろうと思えます。

一つの原因としてはやっぱり地域でそれぞれいきいき百歳体操であるとか、そういったところをしっかりと取り組んでいただいております。今年度も五つほど新規に立ち上がって、今二つほど立ち上げに向けて取り組んでいる。こういう地道な活動をしていただいて、皆さんが元気に過ごしていただいているということで、ありがたいことに給付費ある程度抑制できているのかなと思っております。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川委員 ありがとうございます。大竹市だけが頑張っただけじゃないということで、もしかしたら第7期の見込みが結構よそも厳しめにもう少し認定率が上がるとか、利用者が多くなるとか見込んでたのかなという印象なんですけども、一つ今、施設整備ができなかったとおっしゃられました。ということは、今後やっぱり施設が整備されていくとサービスの利用とか認定者数はあまり関係ないかもしれないですけど、サービスの利用者数は増えてくると。給付額も増えるという理解でよろしかったでしょうか。

あと、今、85歳以上の認定率が低いとおっしゃってました。第7期の見込みなんですけど、この介護保険事業計画を見せていただいたんですけども、要介護度5あたりの給付費が一番高いのかなと思われる方たちの段階が、当初の第7期の見込みよりかなり数少ないんですよね、実績は。第8期のほうも結構少なめに見込んでるんですけど、今後、高齢者率が増えていくのに一番どんどん要介護3、4の方たちが要介護5になっていくのかなっていうので、少し見込みが甘いんじゃないかという気がしたんですけど、その辺感想がもしあれば教えてください。

○北地委員長 課長。

○山田地域介護課長 おっしゃられましたように施設の整備が進めば、基本的には給付費は増えていくという方向に動くかと思っております。

ただ、今までのところで利用者の給付が制限されているかと言えば、そこまでの認識ではなくて、一人当たりの給付費等が県内で比べてみますと、ほぼ中位というようなところでありますので、サービスを必要とされる方にはある程度のはしっかりと提供ができているんだろうとは思っております。その中で、利用者が少し少なめに抑えられているところが給付の低いということにもつながっているかなと思っております。

それから、介護度の高い方の見込みというところで、少し甘いのではないですかということですけども、確かに御指摘のようなところもあるのかもしれませんが、第7期の結果を見ればですね。第8期においてもこれまでの推移を踏まえて、一旦は妥当だろうということの設定をさせていただいたものでございますので、御理解いただければと思います。

○北地委員長 議長。

○細川委員 ありがとうございます。御高齢の方が元気でいらっしゃるというのは大変うれしいことで、昨日、総務文教委員会で大竹市まちづくり基本構想にも八つの幸せで出てまいりましたが、やっぱり高齢になっても必要な支援はしっかりと受けながら、地域の中で元気で暮らしていけるような大竹市を目指して、介護保険事業も頑張っていただきたいと思っております。

なんですけど、今回の介護保険料、月にしたらちょうど標準のところでは146円でしたかね、私の計算が間違いなければ下がるということなんですけど、大した額じゃないって言って怒られたらいけないんですけどね。大きな額ではないとは思ってますよね。うっかりすると下がったのに気がつかなかったかもしれない程度の、1,000円超えると気がついてくると思うんですけどもね。まだ、その所得の状況がどうかというのは私も判断できないんですけど、これ同じ額でいってもというより同額ですよね。下げずに同額でいっても許してもらえらるぐらいの額じゃないかなという印象なんですよね。

そしたら、この下げないで済んだ分を準備基金のほうに繰り入れて、将来に備えて貯金をしておくという手もあるんじゃないかと。第9期ぐらいまでは何とか乗り切れるかもしれないですけど、その後の第10期あたりになると、かなり高齢化率が進んで、高齢の方の人口がピークになってきたあたりを耐えるために準備をしておく必要もあるんじゃないかと思ったんですけども、条例のほうから見ると、特段そういうふうに積み上げても大きな不具合はないように読み取れるんですけども、そのようなお考えがあったのか、なかったのかあたりをお願いします。

○北地委員長 課長。

○山田地域介護課長 確かにそんなに大きな額ではありませんでしたが、このたびの第8期の介護保険料の算定は先日の生活環境委員協議会のほうで流れを御説明させていただきましたが、3年間の給付費を見込んでそこから標準の月額をはじき出しているということです。

その中でこのたびでは、大竹市の場合は3年間で1億円の基金を繰り入れて現在の4,885円という金額になっておりまして、これの月額効果といいますか、基金を入れたことの効果でいいますと294円ということですので、先ほどの差額で言われた146円ということであれば、もう少し基金を繰り入れる額を調整すれば同額程度に抑えれたというところは確かにあるのかと思います。

その中で、こういった考えがなかったかということなんですが、基本的には3年間で必要だというものを見込んで保険料を出しますので、一番きれいな形でいえばそのまま3年間でその給付費が実際に提供されていくというのが介護保険事業の3年間の計画の姿だろうと思ってますので、将来に備えてこのたび幾ら基金を入れるのが適切だったかというのにはありますが、将来に備えて保険料をある程度操作するということは今のところはあまり考えておりません。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第11、議案第18号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

補足説明はない旨、あらかじめ聞いておりますので、本件に対する質疑に入ります。

通告を受けておりますので、許可をいたします。

和田委員。

○和田委員 すみません、2点ほどお願いします。

議案の57ページの第32条の2第2項に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。とありますが、これは定期的実施、訓練するのは毎月するのか、それとも年に何回かするのか、そこを聞きたいんですが。

それともう1点、この定期的実施するのを誰が管理するんですかね。いつやったかという確認は誰がするんですかね。それを教えてください。

○北地委員長 課長。

○山田地域介護課長 御指摘いただきました定期的な訓練というところで、業務継続計画を定めてその訓練をということですので、災害であるとか感染拡大であるとかそういった非常事態のときに最大限必要な業務が続けられるように定期的に訓練をなさよということを決めたものということになります。ですので、明確に何カ月に1回とか年に何回とかいう定めがあるものではございませんが、そういったところには対応していただく頻度ということだと思いますと、我々の思いにはなりますが、年1回程度は必要ではないかと思っております。

その確認ですけれども、事業所に対しましては、実地指導というのがございまして、立入りをして運営状況を確認する機会がございます。そのときにですね、どのような形でやられてるかというあたりを確認をして、もし適切にやられてないであるとか極めて軽微なことしかされてないというようなことであれば、その中で指導していくということになるかと思っております。

○北地委員長 和田委員。

○和田委員 それともう1点、第14条中にテレビ電話装置等とありますね。それを活用して行うことができるものとする。とあるが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。とあります。この場合、どういう場面でテレビ電話装置等を使用するのか、私分からないんですが。

それと、もし個人がそれを利用する場合に、電話の使用料というのか個人負担がいくらかどうか。それをすみませんが教えてください。

○北地委員長 課長。

○山田地域介護課長 高齢者の方が介護サービスを利用させていただくときに、どのぐらいのサービスを利用するのかということやケアマネジャーを中心にケアプランを立てていくという中で、ケア会議というものをやるということになっております。その会議が通常であれば基本的には対面で行われるものなんですが、御家族とか関係者、事業所含めてですね。それが新型コロナウイルスの影響ということがございまして、なかなか対面でやるのが難

しいということで、今年度においては暫定的にテレビ電話等を活用して行ってもいいよという暫定的な運用をしてきた経緯がございます。それを踏まえて、このたびそういった方法でもいいだろうということを改めて条文にうたって定めたというのが今回の改定の一つになります。

自己負担というところになります。いろいろなやり方があるとは思いますが、例えば御本人さんの持たれているパソコンであるとかタブレットとかそういったものを使ってそのケア会議をやりましょうということであれば、大きな意味では自己負担ということになるんだらうと思いますし、例えば事業所のほうでそういった機器を御用意をされて、お貸ししますよというようなことになれば、それが無償であったり有償であったりということところは事業所のほうで決められていくことかなと思っておりますので、いろいろな形があるかなと思っております。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

中川委員。

○中川委員 すみません、今の質問に関連してですね、その事業所が新たにテレビ電話装置等を設置する場合に、補助とかされるのでしょうか。

○北地委員長 課長。

○山田地域介護課長 すみません、正式ではないんですが、思い当たるところでは該当なかったかなと思います。もし、またこういうことがあるようであれば、事業所に対してはしっかりとお知らせをしてみたいと思っております。

○北地委員長 他には通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

原田委員。

○原田委員 分からないのでお聞かせをいただきたいんですけども、研修とあるんですが、これは何か決められた研修なのか、事業所内でテーマに沿ってだと思んですけども、独自の研修があればよいという意味なのか。

それからもう一つ、オペレーターについては、何か届出が必要なのか、市のほうでそのオペレーターの方を把握をされているのかという、まず、その2点お願いいたします。

○北地委員長 課長。

○山田地域介護課長 研修についてはこういうものというところまで細かな定めはございませんので、内部でやられるであるとか外部講師招いてやられるであるとか、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、そういった形になろうかと思っております。

それからすみません、オペレーターというのはどのくらいの意味の御質問ですかね。

○北地委員長 森川係長。

○森川地域介護課課長補佐兼介護高齢者係長 今、言われるオペレーターというのが、地域密着型サービスの中でそういったオペレーターを配置すべきサービスというものがある。恐らく夜間対応型訪問介護というところではそういったのを配置するようになっていくところが緩和されるということになるということで基準を定めております。今のところ市内には、そういった事業所はございません。

以上です。

○北地委員長 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。失礼いたしました。通告をしていなかったもので、申し訳ございませんでした。

それからそれに関連してなんですけれども、環境面についてお伺いしたいんですが、いろいろプランを立てて、要介護者のニーズというものはある程度把握されてるんじゃないかと思うんですけれども、そういうニーズを満たすだけの事業所だったり人員だったりとか、それからこのサービスっていうのは持続的にするという意味においてですね、そういう事業所とか人員の確保というのがしっかりできているのかということと、さらにそれに関連してもう一つ、これ中山間地域とか離島とかという場合に、こういうものが実際の程度対象の方々のニーズを満たすことができるのか、もしくはなかなか難しい面もあるのかというところの二つ聞かせてください。

○北地委員長 課長。

○山田地域介護課長 介護人材の確保というのはずっと課題になっているところではございます。ずっと課題になってきて難しいところもあるだろうなと思います。処遇改善とかいろいろ制度で補填するような仕組みはつくられてはいますけど、なかなかどうしても十分というところには至っていないというところで、引き続きこれからますます介護のニーズが高くなっていくということはありますので、人材を確保して、また、長く勤めていただくようにしっかり対応していく必要はあるかなと思っております。

それから離島、中山間地域ということではございますと、離島の場合どうしても物理的な時間的な問題等もございますが、一応費用的な面では不利益が出ないようにということでフェリー代の助成等を今行っているというところではございます。

それから中山間地域についても、少しお時間がかかるというところもあって、事業所によっては、なかなかうまくサービスが提供できてないというところはあるんだろうと思いますが、一つの圏域でございますので、できる限り同じようなサービス提供ができるように、こちらから、それぞれの事業所にお願いをしていくしかないかなと思っております。

○北地委員長 原田委員。

○原田委員 特に、中山間地域、離島はなかなか難しい面はあるかとは思いますが、中山間地域におきましても、これから高齢化が進んでいくと思いますし、当然サービスを受けたいという方がたくさん出てこられるかと思っておりますので、そういう方にできる限り、なかなかその時間的な制約、難しい部分もあるのかとは思いますが、そういうサービスが受けられないというような状況にならないように、ぜひ関係機関のいろいろな方と話をし、しっかりそのあたりはサービスが漏れないようにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。



以上で、質疑を終結いたします。  
続きまして、討論に入ります。  
本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。  
本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
続きまして、日程第12、議案第25号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定についてを  
議題といたします。

補足説明はない旨、あらかじめ聞いておりますので、質疑に入ります。  
通告を受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。  
続きまして、討論に入ります。  
本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。  
本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
続きまして、日程第13、議案第26号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の  
指定についてを議題といたします。

こちらも補足説明はない旨、あらかじめ聞いております。  
それでは、本件に対する質疑に入ります。質疑の通告を受けておりませんが、質疑のほ  
うはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。  
本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○日域副委員長 それでは、日程第14、議案第24号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

大竹市議会委員会条例第17条の規定により、北地委員長は退席いただいております。副委員長において議事の進行を行いますので、よろしく願いいたします。

本件につきまして、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 特にございませんで、よろしく願いいたします。

○日域副委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域副委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決をいたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域副委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

北地委員長戻られましたので、交代いたします。よろしく願いします。

○北地委員長 失礼いたしました。

続きまして、日程第15、議案第29号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件につきましては、補足説明はない旨、あらかじめ聞いております。

質問の通告を受けておりますので、許可をいたします。挙手をお願いします。

議長。

○細川委員 このたびは通告しておりましたので、質疑させていただきます。

大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の療養給付費が2,300万円ほど増額となっております。ここについてお尋ねいたします。実は私、減額補正が出るんじゃないかと期待しておりました。というのは、病院に行ってもかなりいつもより少ないような気がして、先ほど介護のところでも触れましたが、受診控えがあるんじゃないかということと、あと、インフルエンザが今年は全然流行してないということもあって、医療費、療養給付費が結構下がるんじゃないかなと期待してたんですけども、そこら辺の状況がもし分かれば、今までの印象でもしお答えできることがあれば教えてください。

それと、今回の増額はじゃあそれと関係なくであれば、あるならあるで結構です。ないならどうということかというのを教えていただければと思います。

○北地委員長 課長。

○松重保健医療課長 この療養給付費についてでございますが、今年度予算は被保険者の減少に伴いまして、令和元年度と比較しますと総額約2億円の減額をしておりました。実際に令和2年3月療養分から12月までの1人当たりの療養給付費は新型コロナウイルスの影響もありまして、令和元年度と比べて約2%減少しております。

そして、このたび補正予算2,300万円追加しているという部分は、実際には新型コロナウイルスの部分というよりは今年度11月診療分の支払いまでは順調だったんですが、12月診療分で予定を大きく上回る請求がございましたので、年度内の残りの支払いに不足が生じるおそれがあるということで、今回補正をさせていただいたということです。

以上です。

○北地委員長 議長。

○細川議長 ありがとうございます。若干はやっぱり新型コロナウイルスの影響で全体的には減っているけどということだったと思いますが、国民健康保険の予算の組み方って突然そういう大きいのがあると、たちまち補正を組む必要が出るというようなかなり厳しい見方をしてやっておられるのかなという印象を受けました。分かりました。結構です。ごめんなさい感想でした。

○北地委員長 他に質疑はございますか。

日域副委員長。

○日域委員 すみません、今の議長の質問の続きなんですけども、国民健康保険は広域化しましたよね。小さかったですよ、何かあったらぼんとう変化が大きいっていうのが広域化の理由だった気がするんですけども、そんなに急に、こんな補正予算組むような変化があるのかなという疑問、もちろん広域化自体がまだ形だけが広域化してあるけども、大竹市は大竹市でかなり独立採算なんだっていう色合いが残ってるんかもしれないけども、大竹市が増えたっていうことはみんなが増えたってことです、言い方を変えればですよ。教えてください。

○北地委員長 係長。

○三浦保健医療課主幹兼国保年金係長 国民健康保険のほうは、平成30年度より広域化されてまして、ただ、その保険給付という意味では、今までどおり各市町で保険給付費を組みまして給付のほうをしております。その保険給付費の毎年度予算を推計で組むわけなんです

けども、その推計自体は広域化前は各市町で推計して組んでおりましたが、広域化されてからは県のほうで各市町の保険給付費を推計をして、それを各市町が予算化をしているという状況ですので、やはり予算が厳しくなってくれば急に補正予算をお願いせざるを得ない状況にあるというのは、今後も一緒かなと思います。

以上です。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。よろしくお願いいいたします。

11時56分 休憩

12時59分 再開

○北地委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、日程第16、議案第30号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第17、議案第31号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の2件は、関連がございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 それではそのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

補足説明はない旨、聞いておりますので、質疑に入りたいと思います。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。挙手をお願いいたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは私のほうから、議案第31号大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）ですが、大竹第一排水区内水ハザードマップをつくるための調査をすると、その補正なんだということですけども、ハザードマップは小瀬川の国交省が発行している大竹地区のハザードマップというのは既にあるわけですけども、それ以外にここにあります第一排水区内の内水ハザードマップということみたいですけども、これはいわゆる通常の小瀬川

氾濫とか関係なしに、通常の降水時に浸水する区域を想定した内水ハザードマップをつくるということでしょうけども、この浸水区域については日頃からその区域の住民からの対策の要望は出てますけども、この大竹第一排水区内水ハザードマップそのものは何ミリぐらいの雨が降ったときを想定してそのハザード区域を設定することになるんですかね。

例えば、この公共下水道の雨水整備計画では、時間降雨量が約50ミリメートルを想定して施設整備をするということになってますけども、実際には水路であるとかポンプ場であるとか、特に新町雨水排水ポンプ場であるとかそういうものは整備されてないんで、当然、現状の雨水の降水量で冠水する地域、あるいはどれぐらいの範囲かということもあるんですが、それを完全に雨水施設整備がなされれば、約50ミリメートルを前提にしてそれまでは対処できますよ。それ以上降ったときに初めて浸かる区域はこのぐらいですよということでの内水ハザードマップというのは理解できるんですけども、今の段階で何ミリメートルを想定してどの範囲を浸水区域という形で作成しようとしているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それともう1点、小島雨水・合流ポンプ場他耐水化計画基本構想策定業務というのがありますけども、この耐水化計画という今からつくろうとしているものは、具体的にどういうものをつくろうとしているのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○北地委員長 中司課長。

○中司上下水道局工務課長 大竹第一排水区内水ハザードマップ、何ミリメートルの降雨に対応するようにつくるのかということでございます。先ほどお話がありましたように、現況での想定ということになりますけども、対象降雨の設定につきましては、内水・浸水想定において設定する降雨、これは対象となる排水区の特성에応じて設定をするというふうになっておりますけども、例えば対象地域の既往最大降雨で作成するというのが一つ。

あと、これとは別に降雨による浸水範囲であるとか、浸水深の違いなど住民に分かりやすく示すということで、既往最大降雨よりも小さな降雨で設定するということもあります。大竹市でいえば最大降雨67ミリメートルというのがありましたんで、それで策定をすると。あと、下水道の計画の50ミリメートル弱で策定をするというのも一つかと思っています。

小島雨水・合流ポンプ場他耐水化計画ですけども、これ耐水化計画というのは令和元年の東日本台風等によって、下水道施設が浸水をして機能停止するなどの被害が生じたということを受けまして、下水道施設の浸水対策の推進と確実な実施ということについて、国から策定を求められているところです。市民の生活とか生命に関わる重要なライフラインであります下水道は、災害のときにおいてもその機能を確保するために、これらの施設の浸水対策に取り組んでいく必要があるということで、この耐水化計画を策定するにおいてはですね、浸水深をどう想定するのかというのがございまして、小瀬川の想定最大規模の洪水浸水想定区域には小島雨水排水ポンプ場であるとか、小島汚水中継ポンプ場というのが入ってます。

ただ、これらの浸水深というのが0.5メートル未満というところもあれば、5メートル未満というところもありまして、同じ施設の区域内においてもその想定浸水深というのが非常に大きな差があります。

そのため、今回の業務においては、まず、想定される浸水深の設定と浸水が想定される範囲の整理、浸水深に対してリスクが高い、耐水化が必要な施設として何が該当するのかというのは今年度の予算では検討したいと思ってます。

浸水対策が必要な施設があるということになれば、機能停止等によるリスクが高い施設について、浸水発生時においても確保すべき機能に応じた対象施設と、関連する使用設備機器類の抽出を行いまして、機能確保のための対策内容の検討をして耐水化計画を定めることになってます。

耐水化計画にはどういったことを定めるのかということですが、基本方針としまして、どの程度の頻度で発生する洪水を対象とするか、あと、対象施設の考え方、対象施設とか対策浸水深がどれぐらいか、また、確保すべき機能がどうなのかというのを定めて実施計画をつくることになってます。そのため、今年度は当面その浸水深がどれぐらいなのか。本当に耐水化が必要な施設に何が該当するのかというところを検討することを考えてます。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。新しい浸水対策計画の取り組みでございますので、過去に下水道施設が浸水をして機能が阻害されたと、使えなかったということはあまりなかったように記憶はするんですけども、今から国のほうもそこら辺も踏まえて、そうは言っても今からどれぐらい降るか分からないということで耐水化計画を策定しようということでございますので、できるだけ早くつくっていただいて、対応していただきたいと思えますけども、先ほどもハザードマップの推進対象の降雨量は最大の67ミリメートルなのか、または50ミリメートルなのかその辺の想定降雨量によって随分範囲も変わってくるんだろうと思うんですけども、そのあたりはいつ、どういう形で決まるのか。今の説明ではまだ決まってないということみたいですけども、ある程度その指針といいますか、そういうものがあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○北地委員長 長久係長。

○長久工務課副参事兼下水道係長 計画については、今、委員がおっしゃったとおり、今から検討していくんですけども、先行しておる市町、広島市と大きな政令指定都市では既往最大降雨量で作成されております。大竹市も、それを参考に検討させていただこうと思えます。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 既往最大降雨量ということになると、これ67ミリメートルというのが最近の実際の降雨量かと思えますけども、平成26年か平成30年のどちらかだったと思えますけども、それより以前のルース台風のときにですね、このあたり確か80ミリメートル近いそういった記録もあるんじゃないかと思うんですが、というのは一般の河川とか水路とかの設計において、断面の設計において降水量が79ミリメートルぐらいを採用して、施設の設計をするというのを以前聞いたことがあるんですけども、その30年確率なんですかね、過去にそういう降雨量で検討されとるという施設がほとんどだろうと思うんですが、そのあたりと

の整合というのはどのように考えるんですかね。これで最後なんで。

○北地委員長 長久係長。

○長久工務課副参事兼下水道係長 先ほど課長から説明があったと思うんですけど、今回は内水ハザードマップの策定業務で浸水想定、現在の水路における浸水想定区域、現状の水路の検討を行うもので、それを基にして避難施設とか今のハザードマップにもあるようなものを整理していくような業務となっておりますので、先ほど委員の質問にあったような検討事項はこの業務には入っておりません。

以上です。

○北地委員長 少し質問の意図と、答弁の趣旨が違うような感じなので、再度賀屋委員、分かりやすく質問してください。

○賀屋委員 すみません。分かりにくかったかも分かりませんが、土木のほうで川とか水路とかいわゆる計画降水というか、何ミリメートル降ったときにどのぐらいの施設をつくるんだという基準があるかと思うんですが、何ミリメートルを対象にものをつくるというのは。その基準が大竹市の場合は、約80ミリメートルの基準をもって施設をつくるというのが過去にずっとあったかと思うんですよ。

例えば、逆に宅地開発、この場合は時間雨量は120ミリメートルと聞いておるんですけども、そういういろんな基準の中で、過去の既往最大降雨量が67ミリメートルというのは最近の降雨量であって、他にも最近は1時間雨量100ミリメートルぐらい降るところは結構ありますので、そういった意味でこの対象降雨量というのを慎重に取り決めをしていかないと、ここは市のハザードマップでは浸かるようになってらんに浸かったじゃないかと言われたときに、浸からなければそれはいいんですけども、そう言われることがあれば、このハザードマップをつくった意義が薄れるんじゃないかなと思いますので、もう一回その辺を対象降雨量を幾らにした形でハザードマップをつくっていくのかというのを検討してもらいたいと思うんです。いいですか。

○北地委員長 中司工務課長。

○中司工務課長 先ほど言った既往最大降雨と計画降雨量ですね、その比較いいですか、降雨量によってこんなに範囲が違うんだとか深さが違うんだというのを比較することによって住民に分かりやすく示せるのではないかなと考えていたんですけども、今の御指摘も踏まえて、対象降雨量についてどのように設定するかというのは、業務の中で検討してまいりたいと考えています。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

議長。

○細川委員 議案30号のほうでお尋ねいたします。令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算ですが、これは企業債の繰上償還という説明がありましたが、相手先はどこになるのか。

あと、事前通告に書いてなかったんですけど、金利が幾らぐらいだったのか。よく繰上償還するときには差額の金利分の補償金を払うと思うんですよね。そういうのはなかったのかどうか教えてください。まずはそこからお願いします。

○北地委員長 小田課長。

○小田業務課長 まず、繰上償還の相手先のことなんですけど、相手先は日本製紙株式会社になります。実際の借り入れた利率については1.5%程度ということでお答えさせていただきます。これは決算書の裏にも載せております。

次に、繰上償還する場合、公的なものは特に違約金というかそれもあるのですが、この場合はそういったものは発生しないというものでございます。

以上でございます。

○北地委員長 議長。

○細川委員 それは大変日本製紙株式会社に感謝をしないといけないということですね。分かりました。

これも説明のときに、経営的に少し楽になったんで繰上償還しますといった説明があったように思うんですけども、今後、何かそういった経営判断の中で、長期借入金の返済の考え方、変わるところがあるのか。また、今はどういう考え方をしているかあたりを教えてください。

○北地委員長 小田課長。

○小田業務課長 まず、少し遡りまして1月25日に生活環境委員協議会におきまして、工業用水道事業の経営戦略を説明させていただきました。なかなか概略の説明でこちらが詳しく説明していなくて申し訳なかったんですが、そこでも令和9年度ぐらいからは建設事業を例えば2億円としてもですね、2億円全部借り入れるのではなくて、1億円程度、50%程度現金でやっていきたいという予定です。これは経営戦略の概要に記載しております。

そうした中、やはりキャッシュフロー、資金繰りについては少しずつ改善していく状況でございます。そうした中で、今回の判断をした。ただ、経営方針が大きく変わったというわけではなくて、あくまで有利な場合、機を逃さずといたしますか、今の長期金利の低迷の中でどれが一番有利なのかという判断をして、今回の補正を上げさせていただきました。経営方針が全体的に大きく変わったということはありません。

以上でございます。

○北地委員長 議長。

○細川委員 ありがとうございます。大変喜ばしいことなんですけど、ここから先はまた予算特別委員会での議論になろうかと思いますので、以上で結構です。ありがとうございます。

○北地委員長 通告を受けた質疑は以上となります。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本2件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。



以上で、討論を終結いたします。

これより本2件を一括採決いたします。

日程第16、議案第30号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第17、議案第31号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の2件を、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代はございますか。お願いします。

〔説明員交代〕

○北地委員長 続きまして、令和3年請願第1号公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願を議題といたします。

本件は、事前に請願文書表を議案の配付と合わせてサイドブックに掲載しております。委員の皆様方には事前に御一読いただいているとは存じますので、請願の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思います。

本請願にあります、公立・公的医療機関等の「再検証」の関係につきましては、令和元年9月に再編・統合リストが公表されて以降、執行部からはこれまでも議会に対しまして、令和元年12月の本会議や、令和2年10月の決算特別委員会などの場で質問に対して状況や考え方等を御答弁いただいているところではございます。

令和元年12月の議会での答弁においては、リストで公表された公立・公的病院には期待されている機能と病床数を再検証するように求められており、大竹市と廿日市市を圏域とする広島西地域医療構想調整会議において、地域性を含めて協議・検証していくこととなる中で、広島西医療センターは大竹市の医療提供体制には必要不可欠であるとの考えを基本として協議に参加したいということや、再編・統合リストの反響を受けて、厚生労働省が岡山市で開催した説明会に参加した際には、今回のデータは全国一律に分析したもので、地域のニーズや実情を踏まえていないことを前提としていることや、あくまでも議論を活性化するために公表したものであり、再編・統合を強制するものではないこと、医療構想は中長期的に効率的・効果的な医療体制の構築を地域の実情に応じて医療機関の自主的な取り組みと地域医療構想会議での協議によって推進することが求められているという旨の話があったと答弁いただいております。

また、昨年10月の決算特別委員会では、当初厚生労働省が2019年度を見直しの期限として上げておりましたけども、新型コロナウイルスの対応の関係等もありまして、厚生労働省において改めて整理の上、通知するとされていたが、これに対しても再度通知が出されて、再検証の時期を含めて地域医療構想に関する取り組みと進め方について、整理の上、今後示されることとされたので、それに従い、広島西地域医療構想調整会議で再検証が行われていくものと考えているという説明があったと思います。このことについては皆様の御記憶があるかとは思いますが。

なお、検証を行う場とされている広島西地域医療構想調整会議には、大竹市もメンバーとして参加しているが、その時点では令和2年度はまだ開催されていないという状況の説明でもあったかと思えます。

以上が委員長として、今までの記録をまとめてみましたけども、審査に当たりまして、今回改めてこのような形で市民から請願が提出されたことを受けまして、初めての審査でございます。考え方や方向性、最新の関連状況などで執行部から提供いただける情報などございましたら、御説明いただければと思います。

先ほどの私のほうからの発言について、間違いでもありましたら訂正もお願いしたいと思います。では、説明のほうよろしく願いいたします。

部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 今委員長のほうから、過去の経緯等を含めて詳しく述べていただきました。重複するところもあるかもしれませんが、改めまして現在の本市における状況と考え方について、担当課長のほうから説明をさせていただければと思います。よろしく願いします。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 それでは、国及び広島西地域医療構想調整会議の現状及び市の考えについて、御説明いたします。

まず、令和元年9月に厚生労働省が示していた再検証の内容についてです。広島西医療センターには、当時200床の急性期病床があり、近隣のJA総合病院と比較するとがんや心筋梗塞等の6項目の診療実績が少なく、他の医療機関と競合している、類似かつ近接していることから、再検証を要請するという内容でした。当初、国はこの再検証の時期を令和2年3月までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、延期されております。令和2年8月31日付、厚生労働省医政局長通知では、再検証等の時期を含め、地域医療構想に関する取り組みの進め方について、厚生労働省において改めて整理・提示する旨が示されておりますが、それ以降通知は出されておられません。

また、国の地域医療構想ワーキンググループが令和2年10月21日に再開され、新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療構想の現状、課題を整理し、論点ごとに検討を進めていくこととしておりますが、取りまとめ時期は未定としております。

なお、広島西医療センターの再検証については、大竹市、廿日市市の広島西2次医療圏の医師会、歯科医師会、病院協会や福祉団体、住民団体や大竹市等行政で構成する広島西地域医療構想調整会議において、検証・検討することとなっております。しかしながら、これまで述べたような状況のため、広島西地域医療構想調整会議においても令和元年度には会議が3回開催されましたが、令和2年度は10月と2月に広島西医療センターからの報告を含め、書面による現状報告があったのみで、具体的な検証についての協議は行われておりません。今後、国から再検証の時期や取り組みの進め方が整理・提示された後に、広島西地域医療構想調整会議で具体的な対応を含め、改めて協議を行うこととされております。

広島西医療センターは、本市の急性期医療の機関というだけではなく、地域医療支援病

院、災害拠点病院、僻地医療拠点病院、救急告示病院等の指定を受けており、在宅療養後方支援病院という役割も担っております。大竹市民にとってはもちろんのこと、周辺を含む地域全体としても極めて重要で欠くことのできない病院です。広島西地域医療構想調整会議の中で、広島西医療センターは大竹市の医療提供体制の確保のために必要不可欠であることを本市としても強く主張してまいりたいと考えております。

以上、現在の状況と市の考えについての説明を終わります。

○北地委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様におかれましては、本請願の内容を踏まえて、今の説明に関して確認したいこと等ありましたら、質疑をお願いいたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。市のほうにも同じこの請願の文書が出されていると聞いてるんですけども、市のほうではこの取り扱いはどのようにされるんでしょうかね。今の話を聞きますと、まだ結論が出てないように思いますが、何らかの返事をしないとイケないかと思いますが、その予定はあるかないか、そこだけお願いしたいと思います。

それと、この請願文書の中に県内で12の病院が指定をされているということでございますけども、その12の病院の市町の考え方、あるいはその地域での同じようなこの取り組みの状況というのは、情報としてお持ちであれば紹介していただきたいと思うんですが。

○北地委員長 豊原部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 基本的に文書で出されてますので、もし文書でということであれば、基本的な考え方は変わっておりませんので、今の趣旨に沿った回答になるかと思っております。

それと、大変申し訳ないんですけども、他の市町の状況についてですけども、それぞれ令和元年9月に再編・統合リストが出されたときは急遽出されて、皆さんども驚かれたっていう状況だったんじゃないかというのが推測されます。その後、それぞれ各地域において再編に対する考え方はまとめられて出されたと思いますけれども、何せこのコロナ禍の状況の中で、厚生労働省において改めて通知を出しますという状況になっておりますので、今具体的に他の状況がどうなっているかというのは正確に把握していないという状況でございます。

以上です。

○北地委員長 他にございませんでしょうか。

中川委員。

○中川委員 すみません、通告してないんですけど、廿日市市のJA広島総合病院の隣に地域医療何とかいうのができてるんですけど、そのことでこの構想に関係があるんでしょうか。聞いてってはならないんでしょうか。

○北地委員長 部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 基本的には、先ほど課長が申し上げましたとおり、令和元年のときに厚生労働省が示したデータについてはJA広島総合病院と、急性期病棟等の比較をします。そして、広島西医療センターは、近隣で近くの類似したベッド数も確保

されていて、なおかつどうしてもJ A広島総合病院と比較して診療実績が少ないということから再編の対象となったということでございますので、基本的には新しい病棟云々という話ではなくて、その近接している状況の中で当時は再検討を要するという示されたと理解しております。

以上です。

○北地委員長 他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 特にはないようでございますので、これにて執行部への確認等は終わりたいと思います。

それでは、続きまして、本件の取り扱い等について委員の皆様の意見を求めます。

継続審査等の意見もございましたらここで述べていただきたいと思います。継続審査等の意見が出た場合には、先に継続審査等について採決を行います。なお、賛成・反対の討論は継続審査等の意見がなかった場合、または継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、本件の取り扱い等について、委員の皆様の意見を求めます。意見はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 私はこの件に関しましては、もう少し時間をおいて調査なり、あるいは他の地域での状況、あるいは広島西地域医療構想調整会議、その結論、あるいは国からのどういう考えなのか。今、通知が延期をされとるということで、結論的な方向もまだ示されていないみたいですので、そのあたりも少し待って、慎重に検討しながら結論を出すべきではないかということで継続審査がいいんじゃないかと考えます。

○北地委員長 他にはないですか。

日域副委員長。

○日域委員 私も今の賀屋委員の考えと基本的に似てるんですけども、正直言いまして令和元年と、今とではコロナ禍があつてですよ、病院の在りようというのはもう国民全部が日本のやり方は少し問題があるんじゃないってことですよ。それまでは感染症はあまりないよねっていう前提があつたみたいですし、できたら医療費がこれ以上高騰するのは抑えたいというのは国にはすごくあるんだと思いますけども、やはりもう一回御破算で改めて考えてみたらいいんじゃないかと思つて、もちろん正直言いまして、これ県に電話かけてもこの前のあれはもう否定はしないですけども、何かこの前の考え方からはもう今様子変わってきたからということをしきりに言ってるんですよ。

だから、もう一回考えて議会としての方向性を出したらいいんじゃないかなと思います。だから、私も継続審査に賛成でございます。

○北地委員長 ただいま皆様から意見をいただきまして、閉会中の継続審査の意見ということでございました。

継続審査について、起立採決を行います。

それでは、本件につきまして閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めま

す。

[起立多数]

○北地委員長 ありがとうございました。起立多数と認めます。よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

13時38分 閉会